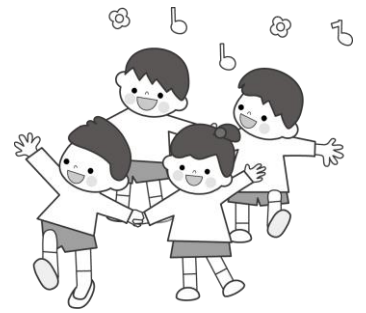




# 平成28年度

## 新庄市保育所入所案内

(新庄市立保育所・民間立認可保育所)



※この案内には、お子さんの認可保育所への入所や支給認定に関して、必要な手続きや提出書類などの重要なことを記載しています。

必ずお読みいただいたうえでお申込みください。

### ～ も く じ ～

1. 子ども子育て新制度について…P2	○民間立保育所ガイド (新庄保育園) ……P14
2. 保育所について…P2	○民間立保育園ガイド (金沢南保育園) ……P15
3. 支給認定について…P2	○民間立保育園ガイド (にこにこ東園) ……P16
4. 支給認定申請及び入所申込み について…P3～5	○民間立保育園ガイド (はぐくみ保育園) ……P17
5. 支給認定・利用調整について…P6	○申請書記入例…P18～19
6. 保育所について…P6	○注意事項 (ご確認ください) ……P20
7. 保育時間について…P7～8	○平成28年度年齢基準表…P20
8. 保育料について…P9	○世帯状況簡易チェック表…P21
9. 給食について…P10	
○よくある質問…P10～11	
○市立保育所ガイド…P12	
○民間立保育所ガイド (パリス保育園) ……P13	

### ●申込み期間

受付締切日	入所日
毎月10日 (土・日・祝日の場合はその前日)	受付月の翌月1日より

●申込み場所 新庄市子育て推進課 保育推進室 (④番窓口)

●問い合わせ 0233-22-2111 (代表) 内線563

※ご不明な点はお気軽にお問合せください。

## 1. 子ども・子育て新制度について

平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な問題を解決するために「子ども・子育て支援法」という法律が出来ました。この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の拡大や質の向上を進めていく、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月より開始されました。

この新制度では、保育の利用を希望する場合、入所の申込みの他に「保育の必要性」の認定（支給認定）を受ける必要があります。保護者からの支給認定の申請により、お子さんの年齢や保育の必要性に応じた「支給認定証」が、後日市から交付されます。この「支給認定申請」は、入所申込みと併せて手続きします。

## 2. 保育所について

保育所は児童福祉法に基づき、「保護者が仕事や病気等の理由で保育することが出来ない場合、保護者に代わって保育する」児童福祉施設です。

そのため、「友達を作りたい」「子どもの世話に手がかかる」「集団生活に慣れさせるため」などの理由では入所することが出来ませんので注意してください。

## 3. 支給認定について

新制度へ移行する施設を利用するためには、教育・保育を受けるための支給認定を受ける必要があります。

保育所の場合は、年齢に応じて「2号認定」または「3号認定」に区分されます。

また、保育の必要量に応じて、「保育標準時間」・「保育短時間」に分類されます。

認定区分	利用可能な施設	年齢区分	給付の内容		利用時間
1号認定	新制度へ移行した幼稚園など	3～5歳	教育標準時間	教育希望の場合	標準4時間
2号認定	保育所	3～5歳	保育短時間	保育の必要性がある場合	最長8時間
			保育標準時間		最長11時間
3号認定	保育所	0～2歳	保育短時間		最長8時間
			保育標準時間		最長11時間

#### 4. 支給認定申請及び入所申込みについて

### (1) 対象者 (①～③全ての条件を満たす場合に申込みができます。)

#### ①保護者及び児童が新庄市に住民登録をしている方

※新庄市へ転入予定の方は保育所入所日まで必ず住民登録を行ってください。

※単身赴任や別居等の理由により住民登録が無い場合は、窓口までご相談ください。

#### ②お子さんが生後8か月以上になる方

※入所月途中で8か月になる場合、8か月になった日より入所となります。

#### ③保護者が下記一覧表の保育を必要とする理由で家庭での保育ができない方

※父母について、次の表に該当する添付書類を提出してください。

※同居の祖父母（65歳未満）が下記の理由に該当する場合は、併せて添付書類も提出してください。（提出のない場合、祖父母が保育できるものと判断し利用調整します。）

○現在育児休業中の場合は、入所月中に職場復帰される方のみ対象となります。

#### \*保育を必要とする理由等一覧表\*

保育を必要とする理由		利用できる期間	保育認定区分	
(1)就労 フルタイム・パートタイム・夜間など、 <b>月64時間以上(週3日もしくは月12日以上)</b> の就労をしていること(自営業や在宅勤務等を含む)	被雇用者	一か月の労働時間が64時間～120時間	保育短時間(最長8時間)	
		一か月の労働時間が120時間以上	保育標準時間(最長11時間)	
	自営・農業	一か月の労働時間が64時間～120時間	最長、就学前まで	保育短時間(最長8時間)
		一か月の労働時間が120時間以上		保育標準時間(最長11時間)
添付書類	被雇用者：就労証明書（雇用主の証明要） 自営・農業：事業状況申告書（事業主の証明要）			
(2)妊娠・出産 母が妊娠中もしくは出産後間もないこと		○産前：出産予定日から6週間の前日 が属する月の初日から ○産後：出産日から8週間後の翌日が属する月の末日まで	保育標準時間(最長11時間)	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子手帳の写し【表紙及び出産（予定）日がわかるページ】</li> <li>・産前産後期間の申立書</li> </ul>			

<p>(3)保護者の疾病・障害</p> <p>保護者が病気や心身の障害のため子の保育が困難なこと (身体障害者手帳4級以上・精神保健福祉手帳・療育手帳を所持している場合等)</p>	<p>療養を必要としなくなるまで</p>	<p>保育標準時間 (最長 11 時間)</p> <p>※状況に応じて 保育短時間 (最長 8 時間)</p>
<p><b>添付書類</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給認定申請用診断書</li> <li>または</li> <li>・障害者手帳等<sup>*1</sup>の写し (氏名と級や判定の記載のあるページ)</li> </ul>	
<p>(4)同居親族の介護・看護</p> <p>同居や長期入院している親族を常時介護や看護していること (医師の診断や介護保険の認定結果により常に介護が必要とされる者の介護・身体障害者等 1～2 級や知的障害者の介護をしている場合等)</p>	<p>介護や看護を必要としなくなるまで</p>	<p>保育標準時間 (最長 11 時間)</p> <p>または 保育短時間 (最長 8 時間)</p>
<p><b>添付書類</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給認定申請用診断書</li> <li>または</li> <li>・障害者手帳等<sup>*1</sup>の写し (氏名と級や判定の記載のあるページ)</li> </ul>	
<p>(5)災害復旧</p> <p>保護者が災害により被災し、復旧活動を行っていること</p>	<p>災害復旧活動等を必要としなくなるまで</p>	<p>保育標準時間 (最長 11 時間)</p>
<p><b>添付書類</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書 等</li> </ul>	
<p>(6)求職活動</p> <p>保護者が継続して仕事を探していること (起業準備を含む)</p>	<p>最長、90日を経過する日の属する月の末日まで</p>	<p>保育短時間 (最長 8 時間)</p> <p>※状況に応じて 保育標準時間 (最長 11 時間)</p>
<p><b>添付書類</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求職活動申立書【入所・継続】</li> <li>・雇用保険受給者証 または 求職受付票</li> <li>(・求職活動状況報告書<sup>*2</sup>)</li> </ul>	
<p>(7)就学 (職業訓練を含む)</p> <p>学校等の教育施設に在学、または、公共職業能力開発施設等において行う職業訓練を受けていること</p>	<p>卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで</p>	<p>保育標準時間 (最長 11 時間)</p> <p>または 保育短時間 (最長 8 時間)</p>
<p><b>添付書類</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在学証明書等 (卒業・修了予定日のわかるもの)</li> <li>・受講決定通知書等 (職業訓練を受ける者の氏名・訓練期間のわかるもの)</li> </ul>	

<p>(8)虐待・DV          児童虐待を行っている、行われるおそれがあること          配偶者からの暴力によりこどもの保育が困難なこと</p>	<p>保育を必要としなくなるまで</p>	<p>保育標準時間          (最長 11 時間)</p>
<p style="text-align: center;"><b>添付書類</b> 状況に応じて関係書類の提出をお願いする場合があります。</p>		
<p>(9)その他          (1)～(8)に類する状態として市町村が認める場合</p>	<p>保育を必要としなくなるまで</p>	<p>保育標準時間          (最長 11 時間)          または          保育短時間          (最長 8 時間)</p>
<p style="text-align: center;"><b>添付書類</b> 状況に応じて関係書類の提出をお願いする場合があります。</p>		

※1 「障害者手帳等」とは、身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳・介護保険被保険者証のことをいいます。

※2 「求職活動状況報告書」は、**入所後毎月10日まで**提出してください。  
 報告書により求職活動を行っていないと判断される場合は、支給認定を取り消し、退所していただく場合があります。

## (2) 必要書類

### ①子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請書(入所申込書)

※お子さん一人につき1部提出が必要です。(記入例は18・19ページにあります)

### ②保育が必要であることを証明する添付書類(保育を必要とする理由等一覧表参照)

### ③印鑑(申請書に押印したもの/シャチハタ不可)

※添付書類は世帯状況により異なる場合がありますので、窓口にてご確認ください。

※必要書類が全て揃っていない・内容が確認できない場合は受付できません。

※郵送・FAX・電話・メール等での申込みはできません。

## 5. 支給認定・利用調整について

### (1) 支給認定について

○入所申込みと併せて申請した「支給認定」の審査結果（支給認定証）は、保育所の利用調整結果（入所承諾・不承諾書）と併せて通知します。

### (2) 利用調整について

○新庄市の利用調整基準に基づき、保護者の就労状況や家庭状況等の事情・各保育所の入所状況などを総合的に判断し、保育の必要性の高い児童から順次入所を決定します。

○募集人数を超える申込みがある場合には、希望する保育所への入所ができない場合があります。

○選考は、第1希望→第2希望→第3希望→不承諾となります。

○第1希望の保育所のみ記入された方で、第1希望の保育所に入所できない場合は、その時点で不承諾となります。

○第1希望のみ記入しても選考で優先されることはありません。

### (3) その他

認定事務や利用調整の都合により、同時期に申請された場合でも審査結果等の通知時期は世帯により異なりますのでご了承ください。

## 6. 保育所について

●各保育所を見学することも可能です。  
保育所へ事前にご連絡ください。

	保育所名	所在地 ・ 電話番号	定員	開所時間	
市立	中部保育所	大手町2-76	150人	7:30~ 18:50	
		22-0246			
	泉田保育所	泉田字往還東460	80人		
		25-2020			
民間立	(福)みらい パリス保育園	金沢1917-7	120人	7:15~ 19:15	
		23-7880			
	(福)平和春秋会 新庄保育園	桧町25-2	110人		
		22-0260			
	金沢南保育園	下金沢2-34	135人		
		22-0248			
	にこにこ東園	金沢字谷地田町1399-12	40人		7:00~ 19:00
		29-3972			
	はぐくみ保育園	十日町322	66人		7:20~ 19:30
		22-1276			

## 7. 保育時間について

保育所を利用できる時間については、「保育短時間」・「保育標準時間」のどちらの区分で認定されているかによって異なります。

原則として、就労などの「保育を必要とする理由」の時間が保育時間となり、下記の認定時間は、最長で利用することのできる保育時間です。

＜保育短時間＞…通常保育時間<sup>※1</sup>の8時間を利用可能な時間帯

＜保育標準時間＞…通常保育時間<sup>※1</sup>を含む最長11時間を利用可能な時間帯

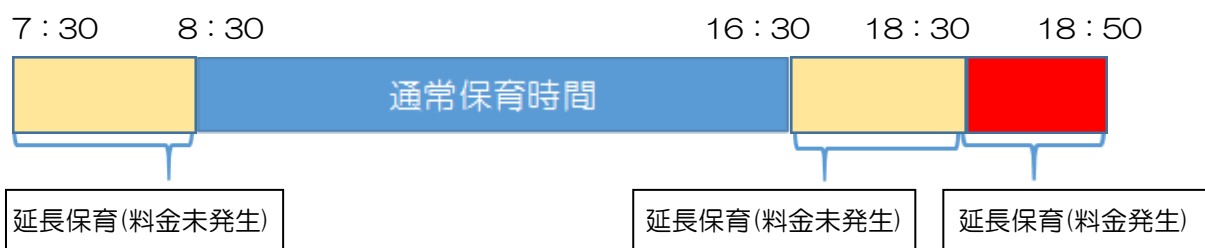
※1「通常保育時間」とは、8：30～16：30までの時間のことです。

※ 認定されている保育時間を超えて保育所を利用することもできますが、保育料の他に「延長保育料」が加算されます。延長保育が利用できる時間帯は、各保育所の開所時間により異なりますのでご注意ください。

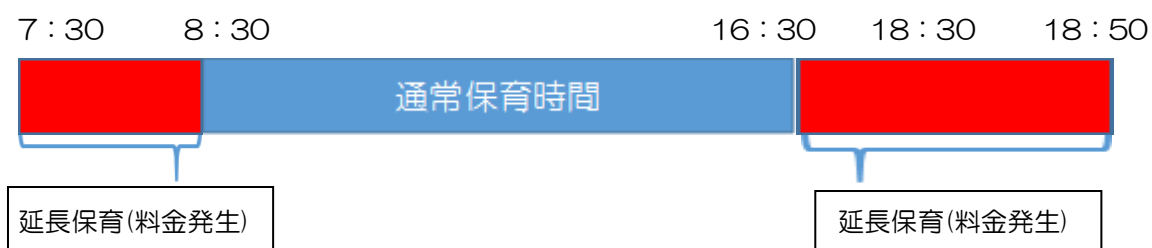
### ●延長保育時間・延長保育料について

(例：市立保育所の場合)

#### ※保育標準時間



#### ※保育短時間



●各保育所の延長時間・延長保育料について

保育所名	早朝延長	通常保育時間	夕方延長	延長保育料	
				保育標準時間	保育短時間
中部保育所	7:30から 8:30まで	8:30から 16:30まで	16:30から 18:50まで	18:30以降 ご利用の場合に 2,000円	8:30以前 16:30以降 ご利用の場合に 2,000円
泉田保育所					
パリス保育園	7:15から 8:30まで		16:30から 19:15まで	18:15以降 ご利用の場合に 2,000円	
新庄保育園	7:30から 8:30まで		16:30から 19:30まで	18:30以降 ご利用の場合に 2,000円	
金沢南保育園	7:30から 8:30まで		16:30から 19:30まで	18:30以降 ご利用の場合に 2,000円	
にこにこ東園	7:00から 8:30まで		16:30から 19:00まで	18:00以降 ご利用の場合に 2,000円	
はぐくみ保育園	7:20から 8:30まで		16:30から 19:30まで	18:20以降 ご利用の場合に 2,000円	

- ※ 延長保育をご利用いただく場合は、お申し込みが必要です。入所決定後、申請してください。
- ※ 延長保育は、仕事等が終了して保育所に到着するまでの必要な時間までご利用できます。家事や買い物等の理由で、延長保育のご利用はできません。

8. 保育料について

保育料は、入所する児童の年齢と父母の市町村民税の税額によって決定します。

※年齢区分は、平成28年4月1日時点の年齢により決定し、年度途中で誕生日を迎えても年齢区分は変更しません。

※父母の所得状況により、同居の祖父母についても保育料算定の対象となる場合があります。

※保育料の算定にかかる必要書類等の提出については、入所決定後に順次お知らせします。



## 平成28年度新庄市保育料徴収基準額表（参考）

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		保 育 料 月 額 (同時入所の場合の2人目の金額)			
階層 区分	階 層 区 分 定 義	3 歳 未 満 児		3 歳 以 上 児	
		保 育 標 準 時 間	保 育 短 時 間	保 育 標 準 時 間	保 育 短 時 間
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯(A階層を除く) (8月までは前年度分、9月からは現年度分)	6,700 (3,350)	6,500 (3,250)	4,500 (2,250)	4,400 (2,200)
C	市町村民税額が均等割のみの世帯(A階層を除く) (8月までは前年度分、9月からは現年度分)	14,800 (7,400)	14,500 (7,250)	11,100 (5,550)	10,900 (5,450)
D	市町村民税額(8月までは前年度分・9月からは現年度分)が 所得割課税世帯(A階層を除く)	48,600円未満	16,600 (8,300)	16,300 (8,150)	12,600 (6,300)
E		48,600円以上 57,700円未満	19,300 (9,650)	18,900 (9,450)	15,800 (7,900)
F		57,700円以上 72,800円未満	19,300 (9,650)	18,900 (9,450)	15,800 (7,900)
G		72,800円以上 77,101円未満	19,700 (9,850)	19,300 (9,650)	16,200 (8,100)
H		77,101円以上 97,000円未満	19,700 (9,850)	19,300 (9,650)	16,200 (8,100)
I		97,000円以上 133,000円未満	26,500 (13,250)	26,000 (13,000)	22,600 (11,300)
J		133,000円以上 169,000円未満	38,200 (19,100)	37,500 (18,750)	25,900 (12,950)
K		169,000円以上 235,000円未満	47,600 (23,800)	46,700 (23,350)	28,400 (14,200)
L		235,000円以上 301,000円未満	62,200 (31,100)	61,100 (30,550)	35,000 (17,500)
M		301,000円以上 301,000円未満	61,200 (30,600)	60,100 (30,050)	34,000 (17,000)
N	349,000円以上	62,200 (31,100)	61,100 (30,550)	35,000 (17,500)	
備考	<p>※お子さんが同時に保育所に入所している場合は第2子半額、第3子以降は無料になります。</p> <p>※B～E階層の世帯については、同時入所・入園にかかわらず、すべての児童・生徒等を含めて入所児童が何人目となるかを判定します。</p> <p>※母子・父子世帯や在宅障害者等のいる世帯の第1子については、B階層は無料、C、D階層は1,000円引きのうえ半額、E～G階層は半額となり、第2子以降については、B～G階層は無料となります。</p>				

## 9. 給食について

保育所名	内容
市立保育所 はぐくみ保育園	3歳以上児はご飯持参のおかずのみ副食給食です。 3歳未満児は完全給食です。
パリス保育園 新庄保育園 金沢南保育園 にここ東園	全年齢完全給食です。 また3歳以上児の主食についてのみ、別途料金が必要です。

毎月、栄養士と各保育所の調理師が献立会議を開催して、毎月の献立を立てます。栄養素はもちろん季節性、郷土色などが十分に生かされた献立になるように努め、また食の安全にも細心の注意を払っています。

### 1 給食の目標

- ① 心身の健やかな成長
- ② 健康の保持、増進
- ③ よりよい食習慣の形成
- ④ 栄養や衛生知識の向上

### 2 栄養量の目標

保育所では、お子さんの1日のエネルギーを1,400kcalとし、その40～50%の560kcalを摂取目標にしています。

## よくある質問

### Q1. 同居している祖父母が就労していませんが、申込できますか？

- A. 申込み可能です。ただし、65歳未満で同居している祖父母が「保育を必要とする理由」に当てはまらない場合、入所選考時において利用調整させていただきます。

### Q2. 求職中ですが申込みできますか？

- A. 申込み可能です。ただし、求職活動による事由で入所した場合は入所から90日以内に就労することが条件となります。また、求職活動の確認のため入所後毎月10日まで「求職活動状況報告書」の提出が必要です。報告書により求職活動を行っていないと判断される場合は、認定を取り消す場合があります。

Q3. 入所の決定はいつごろになりますか？

A. 20日頃まで郵送で通知いたします。

Q4. 第3希望の保育所へ入所が決まりましたが、第1希望の保育所に空きが出たら異動できますか？

A. 異動できません。入所承諾後、同年度内で他の保育所を希望される場合は、入所を辞退した後、新たに入所の申込みが必要です。定員に空きがでた場合でも、利用調整などにより必ず入所できるわけではありませんのでご注意ください。

Q5. 保育料はどうなりますか？兄弟がいる場合はどうなりますか？

A. 保育料は、父母の所得にかかる市町村民税額や支給認定区分などにより異なります。世帯の状況によって、同居の祖父母の所得も保育料算定の対象になる場合があります。  
また、お子さんが同時に保育所に入所している場合は第2子半額、第3子以降は無料です。

Q6. 入所が決まりましたが、事情により辞退することはできますか？

A. 可能です。入所の決定前もしくは入所の決定後に辞退される場合は、印鑑をお持ちいただき、子育て推進課までお越しくください。入所を希望されている他のお子さんのためにも、辞退される場合はお早目にお越しくください。

Q7. 小規模保育施設への申込みもできますか？

A. 申込み可能です。各施設へ直接お申込みください。

## 市立保育所ガイド（中部保育所、泉田保育所）

### 保 育 目 標

- 健康で明るく素直な子ども
- たくさんの経験をし、五感を豊かに想像力をふくらませる子ども
- やさしさ、思いやり、勇気、感動を共有できる子ども
- 人の話を聞いて、自分の気持ちを言葉で表現できる子ども

### 子どもの保育目標

0 歳児	家庭との連携を密にして、個々の生活リズムを安定させ、快適な環境の中で機嫌良く過ごす。
1 歳児	保育者に心地よく世話をしてもらいながら、自分でしようとする気持ちが芽生える。
2 歳児	甘えたり保育者に促されて、生活に必要な身のまわりのことを、ほぼ自分でしようとする。
3 歳児	保育者や友だちと遊ぶ中で自分のしたい事、言いたい事を言葉や行動で表現する。
4 歳児	保育者や友だちと一緒に遊びながら、つながりを広げ集団としての行動ができる。
5 歳児	周りの人々に対する親しみを深め、集団の中で自己主張したり、また、人の立場を考えながら行動する。

### 1 日の生活プログラム

時 間	プログラム
7：30～	早朝（延長）保育
8：30～ 9：30	登所及び自由遊び
9：30～11：30	組別保育、設定活動、所外保育等
11：30～12：30	昼食、食後の静かな遊び
12：30～15：00	お昼寝
15：00～16：30	おやつ・自由遊び・帰りの準備及び降所
16：30～18：50	延長保育

※開所時間は午前7時30分から午後6時50分までです。

※土曜日保育は、ご家族の方が休みの場合は、ご利用できませんのであらかじめご了承ください。

## 民間立保育所ガイド（パリス保育園）

### 保 育 目 標

子どもが心を豊かに耕し、すこやかな成長をうながすもの、それが“遊び”です。自然豊かな森の“遊び”を通して、感性、自主性、科学性、社会性、芸術性、創造性を豊かに育みます。

### 子どもの保育目標

0 歳児	一人一人の子供の甘えや欲求に応じて心身の発育や発達を促す。
1 歳児	保育者との信頼関係のもとに、生活や遊び、人や物との関わりを広げる。
2 歳児	身の周りの事が自分でできるようになり、好きな遊びを楽しむ。
3 歳児	基本的な生活習慣を身につけ、思いや要求を自分なりに表現し、園生活を楽しむ。
4 歳児	身近な社会や自然に興味を持ち、発見を楽しみ、それを遊びや生活の中に取り入れ友達との関わりを深める。
5 歳児	友達とのかかわりの中で、主体的に行動できる力や、自立の態度を養う。

### 1 日の生活プログラム

時 間	プログラム
7：15～	早朝預かり保育開始
8：30～ 9：00	登園開始
9：00～10：00	自由遊び（自分の好きな場所・遊びを選ぶ）
10：00～11：30	自由遊び・課題的な活動
11：30～12：30	昼食（3歳未満児は設定・3歳以上児はバイキングランチ）
12：30～13：00	3歳未満児・4歳児お昼寝
13：00～15：00	年長児午後の時間（自由遊び・課題的な活動）
15：00～16：30	おやつ・帰りの準備
16：30～19：15	延長保育

※開所時間は午前7時15分から午後7時15分までです。

※土曜日保育は、ご家族の方が休みの場合は、ご利用できませんのであらかじめご了承ください。

## 民間立保育所ガイド（新庄保育園）

### 保 育 目 標

- 健康で明るい子ども
- よく見、よく聞き、よく考える子ども
- 心豊かで思いやりのある子ども

### 子どもの保育目標

0 歳児	安心できる環境の中で過ごし、生活リズムを整える。
1 歳児	保育士との安定した関係のもとで、一人遊びを十分に楽しみ、他児とかかわって遊ぶ。
2 歳児	生活や遊びなど、さまざまなかかわりを通じて自我が育っていく。
3 歳児	友だちとのかかわりを通じ、自分の気持ちを言葉や行動で表現する。
4 歳児	保育士や友だちとのかかわりを広げ、集団での行動ができるようになる。
5 歳児	生活や遊びの中で、達成感や充実感を味わう経験をし、目標に向かって友達と力を合わせて活動する。

### 1 日の生活プログラム

時 間	プログラム
7：30～	早朝（延長）保育
8：30～10：00	登園及び自由遊び
10：00～11：30	組別保育、設定活動、園外保育等
11：30～13：00	昼食、食後の静かな遊び
13：00～15：30	お昼寝
15：30～16：30	おやつ・自由遊び・帰りの準備及び降園
16：30～19：30	延長保育

※開所時間は午前7時30分から午後7時30分までです。

※土曜日保育は、ご家族の方が休みの場合は、ご利用できませんのであらかじめご了承ください。

## 民間立保育所ガイド（金沢南保育園）

### 保 育 目 標

- 健康で明るく素直な子ども
- たくさんの経験をし、五感を豊かに想像力をふくらませる子ども
- やさしさ、思いやり、勇気、感動を共有できる子ども
- 人の話を聞いて、自分の気持ちを言葉で表現できる子ども

### 子どもの保育目標

0 歳児	家庭と連携を密にして、個々の生活リズムを安定させ、快適な環境の中で機嫌よく過ごす。
1 歳児	保育者に心地よく世話をしてもらいながら、自分でしようとする気持ちが芽生える。
2 歳児	甘えたり保育者に促されて、生活に必要な身の回りのことを、ほぼ自分でしようとする。
3 歳児	保育者や友だちと遊ぶ中で自分のしたい事、言いたい事を言葉や行動で表現する。
4 歳児	保育者や友だちと一緒に遊びながら、つながりを広げ集団としての行動ができる。
5 歳児	周りの人々に対する親しみを深め、集団の中で自己主張したり、また、人の立場を考えながら行動する。

### 1 日の生活プログラム

時 間	プログラム
7：30～	早朝（延長）保育
8：30～ 9：30	登所及び自由遊び
9：30～11：30	組別保育、設定活動、所外保育等
11：30～12：30	昼食、食後の静かな遊び
12：30～15：00	お昼寝
15：00～16：30	おやつ・自由遊び・帰りの準備及び降所
16：30～19：30	延長保育

※開所時間は午前7時30分から午後7時30分までです。

※土曜日保育は、ご家族の方が休みの場合は、ご利用できませんのであらかじめご了承ください。

## 民間立保育所ガイド（にこにこ東園）

### 保 育 目 標

乳幼児の成長と発達段階を正しく捉え、個人差に応じた適正な保育を行うとともに、基本的な生活習慣の定着と向上を目指す。

- (1) きちんとした生活習慣が身についた子ども
- (2) 創造的な遊びを工夫する知的な子ども
- (3) 正しい言葉でコミュニケーションができる子ども
- (4) 正直に自分の気持ちを表現できる子ども
- (5) 成長と発達に応じ自律的で我慢強い子ども
- (6) 人に優しく、迷惑をかけない子ども

### 子どもの保育目標

0 歳児	家庭との連携を密にして、一人一人の生活リズムを大切に、快適な環境の中で機嫌良く過ごす。
1 歳児	保育者に心地よく世話をしてもらいながら、自分でしようとする気持ちが芽生える。
2 歳児	保育者との安定したかかわりを通して、生活に必要な身のまわりのことを、ほぼ自分でできるようになる。
3 歳児	きちんとした生活習慣を身につけ、正直に自分の気持ちを言葉や行動で表現する。
4 歳児	身近な社会や自然に興味や関心を持ち、それを遊びや生活に取り入れ、工夫し、保育者や友だちとのかかわりを深める。
5 歳児	保育者や友だちとのかかわりの中で、主体的に行動し、正しい言葉でコミュニケーションができるようになる。

### 1 日の生活プログラム

時 間	プログラム
7：00～	早朝（延長）保育
8：30～ 9：30	順次当園及び自由遊び
9：30～11：20	組別保育、設定保育、園外保育等
11：20～12：30	昼食、お昼寝準備
12：30～14：30	お昼寝
15：00～16：30	おやつ、お帰りの歌、降園の準備、自由遊び
16：30～19：00	延長保育

※開所時間は午前7時から午後7時までです。

※土曜日保育は、ご家族の方が休みの場合は、ご利用できませんのであらかじめご了承ください。



## 民間立保育所ガイド（はぐくみ保育園）

### 保 育 目 標

- 心身ともに豊かな子ども    ○思いやりのある子ども    ○意欲を持つ子ども  
○楽しく食べる子ども            ○自分で考える子ども

### 子どもの保育目標

0 歳児	家庭との連絡を密にして、一人一人の生活リズムの安定と快適な保育環境の中で機嫌よく過ごす。
1 歳児	保育士や友達に関心を持ち、真似をしたりして自ら関わろうとする。 身の回りの簡単なことを自分でしようとする気持ちが芽生える。
2 歳児	生活や遊びの中で簡単な言葉でのやりとりを楽しむ。 生活や遊びの中で順番を待つなどの決まりがあることを知る。
3 歳児	身の回りを清潔にし、生活に必要な活動を自分でしようとする。 友達と簡単なルールのある遊びを通してルールを知る。
4 歳児	保育士や友達との会話を楽しみ相手に伝わるように話す工夫をする。 音楽に親しみ友達と歌ったり合奏したりして一つの物を作り上げる楽しさを味わう。
5 歳児	遊びや行動を通して友達を応援したり力を合わせることの大切さを知る。 人の話を聞いたり身近な文字に触れたりして言葉への興味を広げる。

### 1 日の生活プログラム

時間	プログラム
7：20～	早朝（延長）保育
8：30～ 9：30	順次登園・健康視診・自由遊び（室内外）
9：30～10：00	朝の集い 体操・歌・出席確認 おやつ
10：00～11：30	クラス活動 遊び（室内外）・散歩
11：30～12：30	給食 静かな遊び 絵本
12：30～14：30	お昼寝（年齢によって前後します）
15：00～16：30	おやつ・自由遊び（室内外）
16：30～19：30	延長保育

※開所時間は午前7時20分から午後7時30分までです。

※土曜日保育は、ご家族の方が休みの場合は、ご利用できませんのであらかじめご了承ください。

# 申請書記入例（表）

## 子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請書（入所申込書）

新庄市長 宛て

提出日を記入

申請(申込)日：平成27年12月12日

受付印

- 1.市長は、子ども・子育て支援法(以下、「法」といいます。)に基づく子どものための教育・保育給付の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧することがあります。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者に対して提示します。
- 2.申請書等に記載した事項について、利用調整や教育・保育の運営に必要と認められる場合には、施設・事業者に提供することがあります。
- 3.子どものための教育・保育給付に係る施設型給付費・地域型保育給付費等は申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領します。
- 4.保育利用時間の認定区分については、保護者の就労時間や保育の必要性の状況等を支給認定基準に照らし合わせ、最終的に市長が決定します。よって、認定区分は希望と異なる場合があります。
- 5.支給認定及び保育の必要性の認定基準に該当しないため、希望する支給認定が受けられない場合があります。
- 6.支給認定を受けた場合でも入所希望者が多数の場合は利用調整の結果、希望する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所に入所できない場合があります。
- 7.支給認定の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更認定申請書の提出が必要となります。なお、提出がない場合は、法第23条に基づき区分の変更が行われるほか、法第24条に基づき、支給認定が取り消されることがあります。
- 8.申請内容が事実と相違した場合は、支給認定を取り消す場合があります。
- 9.翌年4月利用開始の場合は、支給認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請締切日までに提出された支給認定申請については、翌年3月までに認定します。
- 10.年度途中の利用開始の際の支給認定申請の結果については、保育の利用を希望した場合、利用調整事務30日間を超えて結果の通知を受けることがあります。

認印

※シャチハタ不可

以上のことに同意し、次のとおり子どものための教育・給付に係る支給認定を申請します。

申請者(保護者) 氏名

ほいく たるう  
保育 太郎

印

保護者住所	新庄市 沖の町10番37号				
電話連絡先	(自宅) 0233-22-2111	(父) 090-1111-1111	(母) 080-2222-2222		
申請に係る 小学校就学前 子ども	氏名	保護者との 続柄	生年月日(年齢H28.4.1現在)	性別	認定者番号(*1)
	(ふりがな) ほいく まい 保育 舞	長女	H.23年12月21日生 (4歳3月)	男 女	
保育の希望 の有無(*2)	有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む)			
	無	幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)			

既に認定者番号がある  
方のみ記入。

「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育。「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)。

### ①保育の利用を必要とする理由等

※保育の希望の有無で「有」を○で囲んだ場合は記入して下さい。

保育の利用を 必要と する理由	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他
希望保育時間 (*3)	<input checked="" type="checkbox"/> 標準時間認定を希望す	

(\*3) 保育の利用を必要とする理由が就労、疾病・障がい、親族の介護等、求職活動

保育の利用を必要とする理由が就労、疾病・障がい、親族の介護等、求職活動、就学、育児休業、その他、に該当する方は記入。

### ②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで	
利用を希望する 施設(事業者)名	第1希望	中部保育所 (希望理由) 自宅に近く送迎に無理がないため。
	第2希望	新庄保育園 (希望理由) //
	第3希望	金沢南保育園 (希望理由) //

### ③申請児童の健康状態について記入してください。

気になることがあれば記入してください。

現在の保育状況	<input type="checkbox"/> 保護者が保育者(父・母) <input type="checkbox"/> 祖父母が保育者(父方・母方) <input checked="" type="checkbox"/> 他の施設(施設名: ○○保育園) <input type="checkbox"/> その他
児童の健康状態	<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 心臓病 <input type="checkbox"/> ぜんそく <input type="checkbox"/> ひきつけ <input type="checkbox"/> 言葉が遅い <input type="checkbox"/> 歩行が遅い <input type="checkbox"/> その他(症状: )
アレルギー情報	無・有( )
障害者手帳の情報	無・有(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
子育て関係機関への相談	<input checked="" type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 子育て支援センター <input type="checkbox"/> 保健センター <input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> 療育センター <input type="checkbox"/> その他 相談内容( )

# 申請書記入例（裏）

## ④申請児童の家族状況

氏名		生年月日	性別	続柄	職業又は学校・幼稚園名等	備考
の 申 請 児 童 の 家 族 世 帯 員	(ふりがな) ぼいく たろう 保育 太郎	S.57年 6月12日生	男 女	父	(株)〇〇建築	
	(ふりがな) ぼいく はなこ 保育 花子	S.57年 2月13日生	男 女	母	(株)△△銀行	
	(ふりがな) ぼいく さとる 保育 悟	H.19年 8月28日生	男 女	長男	□□小学校	
	(ふりがな) ぼいく せいじゅん 保育 清純	S.22年 9月11日生	男 女	祖父	◇◇食堂（自営）	
	(ふりがな) ぼいく ななえ 保育 菜々恵	S.26年 7月 3日生	男 女	祖母	◇◇食堂（自営）	
	(ふりがな) ぼいく かずゆき 保育 知将	S.63年 6月18日生	男 女	叔父	〇〇郵便局	
該当があればチェック及び記入。		年 月 日生	男・女			
ひとり親世帯等	<input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 別居（調停 有・無）					
生活保護の適用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当・該当（平成 年 月 日保護開始）					
平成28年1月1日の住所地	<input checked="" type="checkbox"/> 新庄市内 <input type="checkbox"/> 新庄市外（住所： ）					
ご家族の状況	次の制度に該当する方はいらっしゃいますか。 <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 障がい基礎年金 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 氏名： 番号等： 障がい名： 級： 級					

## ⑥注意事項

○認定者番号については、既に認定済みの方のみ記入してください。

○家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれ **記入しないでください。**

○「保育の利用を必要とする理由等」の欄は別紙「保育所入所等申請書」に記入してください。

○この申請書は、保護者の方が子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設のうち、保育所への入所を希望した場合のみ、保育所入所申込書と兼ねることとしています。そのため、保育所以外の特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園）や特定地域型保育事業所での特定教育・保育、特定地域型保育の利用を希望された際は、この申請書とは別に、希望する各施設・事業所へ入所・利用の申し込みを行ってください。

\*施設記載欄（幼稚園等を経由して市町村に提出する場合）

受付年月日	平成 年 月 日
施設（事業者）名	（施設・事業所番号： ）
担当者氏名 連絡先	（担当者） （連絡先）
入所契約（内定）の有無	有（契約・内定（平成 年 月 日契約（内定））） ・ 無
備考	

\*市町村記載欄

受付年月日	平成 年 月 日	記入者	
認定の可否	認定者番号	認定区分等	
可・否（否とする理由） 平成 年 月 日認定		□1号 □2号 □3号 （□標 □短）	
支給（入所）の可否	支給（利用）期間		
可・否（否とする理由） 〔□施設型 □地域型 □特例施設型 □特例地域型〕	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		
入所施設（事業者）名			
〔 □認定こども園（□連 □幼（□幼 □保） □保（□保 □幼） □地（□幼 □保）） □幼稚園 □保育所 □地域型（□小 □家 □居 □事） 〕			
備考			

## 注 意 事 項

※ご確認ください！！

- 名字・住所・家族構成・支給認定（保育を必要とする理由）等に変更があった場合は、速やかに子育て推進課までご連絡ください。
- 支給認定や利用調整の段階で、確認や必要書類が必要になった場合は、連絡をさしあげる場合があります。日中つながる連絡先を必ず申請書に記入してください。

その他ご不明な点があればお気軽にお問合せください。

問い合わせ先：子育て推進課保育推進室（内線：563）

---

## 平成28年度 基準年齢表

年 齢	該当年月日	保育実施満了期間
0歳	H27. 4. 2~H28. 4. 1	H34. 3. 31
1歳	H26. 4. 2~H27. 4. 1	H33. 3. 31
2歳	H25. 4. 2~H26. 4. 1	H32. 3. 31
3歳	H24. 4. 2~H25. 4. 1	H31. 3. 31
4歳	H23. 4. 2~H24. 4. 1	H30. 3. 31
5歳	H22. 4. 2~H23. 4. 1	H29. 3. 31

## 世帯状況 簡易チェック表

※同居している世帯員について、該当する□にチェックしてください。（提出してもらう添付書類の確認の参考とします）

世帯構成員 (続柄)	世帯の状況		
父	<input type="checkbox"/> 就労(被雇用者) <input type="checkbox"/> 就労(自営業) <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他		
母	<input type="checkbox"/> 就労(被雇用者) <input type="checkbox"/> 就労(自営業) <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他		
祖父	<input type="checkbox"/> 65歳未満	<input type="checkbox"/> 65歳以上	<input type="checkbox"/> 同居していない
	(65歳未満の場合) ↓ <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 就労(被雇用者) <input type="checkbox"/> 就労(自営業) <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他		
祖母	<input type="checkbox"/> 65歳未満	<input type="checkbox"/> 65歳以上	<input type="checkbox"/> 同居していない
	(65歳未満の場合) ↓ <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 就労(被雇用者) <input type="checkbox"/> 就労(自営業) <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他		

※同居している叔父や叔母、65歳以上の祖父母などについては、原則添付書類等の提出は必要ありません。